

(公社)日本プロボウリング協会
競 技 会 規 則

公益社団法人日本プロボウリング協会

目 次

競技会規定

- 第 1 章 P1 競技会におけるゲームの方法
- 第 2 章 P1 競技方法
- 第 3 章 P2 シフト及びレーンの決定
- 第 4 章 P2 ランキング及びアベレージ
- 第 5 章 P3 褒章
- 第 6 章 P4 ボールの使用規定
- 第 7 章 P5 スコアの認定
- 第 8 章 P6 タイスコア
- 第 9 章 P6 特別ルール
- 第 10 章 P7 特別競技ルール

主催及び公認競技会に関する選手の遵守義務規定

- 第 11 章 P7 参加申し込みに関する義務
- 第 12 章 P7 参加申し込み後の不参加(欠場)
- 第 13 章 P8 遅刻
- 第 14 章 P8 競技中における棄権及び中止勧告
- 第 15 章 P8 競技中における行為

罰則及び懲罰に関する規定

- 第 16 章 P10 罰則規定
- 第 17 章 P10 懲罰規定
- 第 18 章 P10 罰則に対する異議申立
- 第 19 章 P11 懲罰に対する異議申立

附 則

(公社)日本プロボウリング協会 競技会規則

本規則は(公社)日本プロボウリング協会(以下協会という)定款第1章第3条及び第4条に定める、目的並びに事業の内容に副って行われる、競技会を実施する際の基本のルール、競技方法及び参加者が守らなければならない規範を設けることによって、競技会の権威と信頼を醸成するためのものである。

本規則でいう競技会とは、主催・(共催を含む)及び公認トーナメントの全てを含むものとする。

本規則は、協会定款第8章に基づいて構成されたトーナメント委員会(以下委員会という)によって検討審議され、協会理事会の承認を経て改廃されるものとする。

競技会規定

第1章 競技会におけるゲームの方法

- 第1条 ゲームは1フレーム毎に1対のレーンを交互に使用してゲームを完了させる。
2ゲーム以上の連続ゲームの場合は、前のゲームが終了した側のレーンで次のゲームの第1フレームを開始する事を原則とする。
- 第2条 トータルピン方式におけるレーン移動は、1ゲーム毎に行うものとする。但し、その他特別な競技方式の場合はこの限りではない。
移動の方法については、当該競技委員長が決定するものとする。
- 第3条 前2条以外の方法でゲームを行う場合は、委員会での審議と承認を得なければならない。

第2章 競技方法

- 第4条 競技会における競技方法
1. トータルピン方式
 2. ラウンドロビン方式(総当り方式で勝ち点を30ポイント与える)
 3. ステップラダー方式(下位からの勝ち抜き方式)
 4. トーナメント方式
 5. シュートアウト方式
- 上記以外の方法を使用する場合は委員会の承認を得なければならない。

第3章 シフト及びレーンの決定

第5条 競技会のシフト及びレーンの決定は、参加者本人の抽選により決定するものとする。

但し、シフト抽選に本人が間に合わない場合は、必ず事前に連絡を入れることとする。（これに違反した場合は2千円の罰金が科せられる）

また、特別な事由がある場合は事前に当該競技委員長が抽選により、決定することができる。

尚、競技会の中で、抽選によらず順位によりレーンを指定することがある。

第6条 シフトが複数以上の場合で、必要と認められた時当該競技委員長は、特定の競技者をあらかじめシフト配分することができる。

第4章 ランキング及びアベレージ

第7条 ランキング

1. ポイントランキング

(1) ポイントランキングはJPBAポイント配分表に基づき、下記(3)項に定められたポイントの合計順位による。シーズントライアルのポイント配分は、別途定める

(2) 同ポイントの場合は下記の順により順位を決定する

① トータルピンの多い方

② アベレージの高い方

(3) ポイントランキングに算入するトーナメント

① 主催、共催、公認トーナメントの順位ポイント

但し、B公認トーナメント・ダブルス戦を含むチーム戦及び男女新人戦・シニア戦は除く

② 海外で獲得した個人順位ポイント

但し、国内で行われた競技会より派遣された場合に限る

※JPBAポイント配分表に準ずる

③ その他、理事会で承認されたもの

④ 開催規定第4章第12条第2項(競技会の中止の場合)によるポイント

2. アベレージランキング

(1) アベレージランキングは主催、共催、公認、B公認すべてのトーナメントの成績により算出し、決定する

(2) 同アベレージの場合は、トータルピンの多い方を上位とする

3. 賞金ランキング

(1) 賞金ランキングは3項に定められた賞金の合計順位による

(2) 同賞金の場合は下記の順により順位を決定する

① トータルピンの多い方

② アベレージの高い方

(3) 賞金ランキングに算入する賞金

① 主催、共催、公認、B公認トーナメントの順位賞金

- ② 海外で獲得した個人順賞金
但し、国内で行われた競技会により派遣された場合に限る
- ③ 特別賞金(あらかじめ発表されたもの)
 - イ、300点賞
 - ロ、シリーズ賞
 $3G(800) \cdot H / 4 \cdot H / 5$
 - ハ、副賞賞金(開催規定第4章第12条 賞金支払い及び副賞に関する規定)
 - ① その他、理事会で承認されたもの
 - ② 開催規定第4章第12条第2項(競技会中止の場合)による賞金

第8条 アベレージ

1. アベレージは競技会に参加したゲーム数で、その間に得た点数の合計を割ることによって算出する。
2. アベレージの算出は小数点以下2桁目までとし、3桁目は切り捨てとする。但し、アベレージで決定される順位が重要でない場合はこの限りではない。
3. ゲーム途中で中止した場合は、投球されたフレームまでの得点をもって1ゲームの得点として計算する。

第5章 褒 賞

第9条 表彰

1. 年間表彰
 - (1) ポイントランキング第1位(男女)試合数に関係なし
 - (2) アベレージランキング第1位(男女)年間の試合数(特殊トーナメントを除く)の2/3以上出場
 - (3) 賞金ランキング第1位(男女)試合数に関係なし
2. 特別表彰
 - (1) 300点賞
 - (2) 特筆すべき成績に対する表彰(理事会決定)

第10条 タイトル

1. 各トーナメントの優勝者をタイトルホルダーと認定する。
但し、準決勝終了以前に中止の場合はタイトルホルダーと認定しない。
2. B公認トーナメントもタイトルホルダーと認定する。
但し、男女混合で開催した場合はタイトルホルダーと認定しない。

第 6 章 ボール使用規定

第 11 条 検量と検量証

1. 競技者は、競技会に使用するボールはあらかじめ協会認定の検量員により検量を行い、定められた検量料を納付の上検量証を受領するものとする。検量証の有効期間は発行日より 1 年間とする。
2. 前項の検量証の記載事項に変更のない場合は、有効期限内に限り書換申請を行い書換することができる。この場合は書換料を納付し新たに硬度チェックを行い更に書換日より 1 年間の有効の延長が認められる。
※有効期限が過ぎた場合は、新たに検量し検量証を受領する手続きを行わなければならない。
3. 検量証の記載事項に変更のあった場合は、有効期限に関係なく再検量し新しい検量証を受領しなければならない。

第 12 条 使用ボールの登録と交換

1. 競技に使用するボールは、当該競技会ごとに登録しなければならない。
2. 登録済みのボールの使用については、競技会中及び途中の交換使用は自由とする。
3. 無検量及び登録をしていないボールをボウラーズベンチに持ち込んだ競技者は当該競技会は失格となり、記録は公認されないものとする。
(同時に 2 万円の罰金が科せられる)
但し、シーズントライアルは予選のみ無検量のボールを持ち込み可とする。
4. 委員会は会場によりボールの持込み制限を設ける事ができる。
ボールの持込み制限がある場合は、会場内への持込みは制限個数までとする。
但し、登録は何個でも可とする。(これに違反した場合は、ボール 1 個につき 2 千円の罰金が科せられる。また、度重なる場合は懲罰規定が適用される)
5. 検量証は常時携帯しなければならない。
但し、シーズントライアルは適用しない。

第 13 条 ボールの硬度

1. 硬度は、協会の硬度計器により 72 度以上とする。
2. 硬度チェック
検量時に硬度のチェックを受け 72 度以上の認定を受けたボールは、有効期限内は使用を許可するものとする。
3. 故意にボールの硬度を 72 度未満に変えたと判断された者は失格とする。
(同時に 5 万円の罰金、及び当規則第 17 章-懲罰規定-が適用される)

第 14 条 ボール表面の修正

1. 競技スタート後、如何なる場所に於いてもボールの表面を修正する行為は一切禁止するものとする。但し、練習ボールまでは、指定された場所での次項の修正は許されるものとする。
2. ボールのペーパーリング及び研磨は、表面全体に行うのみ許されるものとする。

3. 競技スタート後、マシン等によって付着した汚れ等をクリーナー等で除去する場合は、競技委員長の許可を得なければならない。
4. 前 1.2.3.項に違反した者は失格とする。
(同時に 2 万円の罰金が科せられる)
5. ペーパーリングはサンドペーパー粗粒子度 320 番以上とする。
(NBR に準ずる)

第 15 条 検量証でのチェック

1. 競技者は、競技の開始前に同伴競技者又は対戦相手(以下同伴競技者という)と相互にボール検量証のチェックを行い、確認の上相互のサインを受領するものとする。(受領サイン無き場合、当該競技者に 2 千円の罰金が科せられる)但し、シーズントライアルに関しては、使用ボールとスコアカードに記載されている使用ボールNOのチェックを行い、確認の上相互のサインを受領するものとする。
2. 競技委員長は必要に応じ、ボールの点検のため検量証の提示を競技者に要求する権限を有する。当該競技者はこれを拒むことはできない。拒否した場合は直ちに失格が宣告される。(同時に 2 万円の罰金及び当規則第 17 章-懲罰規定-が適用される。また、当該トーナメントに登録済みで検量証の提示が出来なかった場合は、2 千円の罰金が科せられる)但し、シーズントライアルは適用しない。

第 7 章 スコアの認定

第 16 条 アテスト(スコアの確認)

各競技者は、自己及び同伴競技者の両方のスコアに責任を負うものとしスコア記入後、相互にサインを受領しなければならない。
(受領サイン無き場合、当該競技者に 2 千円の罰金が科せられる)
但し、ラウンドロビン及びステップラダー方式(TV 決勝)においては、適用を除外する。

第 17 条 スコアカードの記録ミス及び記入漏れ

1. スコアカードの記入が正しくない場合又は、トータル計算が間違っている場合は本人の立会いの上、正しい記録に訂正するものとする。(同時に 2 千円の罰金が科せられる。尚、同一競技会において 2 回以上の場合、2 回目以降は 1 回につき 5 千円の罰金とする)
2. スコアカードにおける所定事項の記入漏れがある場合は、記載を完了させるものとする。(同時に 2 千円の罰金が科せられる)
3. スコア改ざん等、不正行為が発覚した場合は、ただちに失格とする。

第 8 章 タイスコア

第 18 条 タイスコアの順位決定

1. 1 ゲームのみの競技の場合は、一投勝負(ワンショット)、9 - 10 フレーム又は再ゲームのプレーオフを行う。
※この場合、いずれかの採用は当該競技委員長が決定するものとする。
2. 複数ゲームのトータルピン競技の場合は、ハイゲーム、ローゲームの差の少ない方を上位とする。
3. 複数シリーズのトータルピン競技の場合は、該当するシリーズ内でのハイシリーズ、ローシリーズの差の少ない方を上位とする。
尚、その差が同じ場合は、該当するシリーズ内のハイゲーム、ローゲームの差の少ない方を上位とする。
4. ラウンドロビン方式で同ポイントの場合は、通算のトータルピンの多い方を上位とする。尚、同トータルピンの場合は、そのラウンドロビン方式内のハイゲーム、ローゲームの差の少ない方を上位とする。
5. 上記 2.3.4 項の方法で順位が決定できない場合、一投勝負(ワンショット)、9 - 10 フレーム又は再ゲームのプレーオフを行う。
※この場合、いずれかの採用は当該競技委員長が決定するものとする。
6. 競技委員長は、順位決定が上位進出その他重要でないと判断した場合に、上記 2.3.4.5.項を採用せず同順位を決定することができる。

第 9 章 特別ルール

第 19 条 競技会の中止又は遅延

機械の故障、又は止むを得ない理由により中断又は遅延のやむなきに至った場合、競技委員長はゲームをそのままの状態で行うか、又は新たにやり直すかについて決定を下すものとする。この場合の練習ボールは競技委員長の判断によっておこなわれるものとする。

第 20 条 ボウラーズベンチへの立ち入り

競技中のボウラーズベンチに出入り出来るものは、競技者以外は競技関係役員及び競技委員長が特に認めたものに限る。
※競技者といえども、現投球者以外は入ることは許されない。

第 21 条 オフセットの調整

1. セットされたピンがオフセットになっている場合、競技者本人は競技委員又は同伴競技者の承認なくして自らリセットしてはならない。これに違反した場合は投球したものとし、ガターとみなされる。
2. 許されるリセットの回数
予選 → 決勝 (TV 決勝) 1 G 中 3 回までとする。(左右のレーンに関係なく) この場合のチェック者は次投球者とする。

※上記の回数を超えてリセットした場合はその都度投球したものとし、ガターとみなされる。

第 10 章 特別競技ルール

第 22 条 この競技会規則は、本協会競技会の特別ルールである。

主催及び公認競技会に関する選手の遵守義務規定

第 11 章 参加申し込みに関する義務

第 23 条 競技会の参加申し込みは、メールまたは F A X のいずれかを用いて出場締切日までに協会事務局に申し込むこととする。尚、参加費は入金締切日までに所定の銀行口座に振り込まなければならない。
(但し、特殊な場合を除く)

第 24 条 参加申し込みをした者で、申し込み締切日前日までに不参加を希望する者は申請により取り消すことができる。

第 25 条 申し込み締切日以降、参加が確定した者は出場の義務が課せられる。
※申し込み締切り以後、競技会 3 日前までの取り消しの場合は、ウェイティングが有り繰り上がり参加者が出た場合に限り、参加費は返却される。
※特別な事由により、競技会当日に参加費を徴収する場合でも、締め切り以降の取り消しは後日参加費を納付しなければならない。但し、ウェイティングがあり繰り上がり参加者が出た場合に限り、参加費の納付はしなくてよい。

第 12 章 参加申し込み後の不参加(欠場)

第 26 条 参加申し込み締切日以後、参加を取り消す場合は、理由書(病気の場合は診断書)を添えて開催日 3 日前までに委員会に通知しなければならない。(これに違反した場合は 1 万円の罰金が科せられる)

第 27 条 特別な事由により、やむを得ず競技期間中欠場する場合は、各競技開始の 1 時間前までにその理由を付して当該競技委員長に届け出なければならない。(これに違反した場合は 2 万円の罰金が科せられる)

第 28 条 前 26 条・27 条の理由が後日虚偽であると判断された場合競技委員長は、速やかに書面を以って委員会に届け出るものとする。委員会は審議の上、当規則の第 17 章の適用の審議を理事会に申請するものとする。

第13章 遅刻

第29条 参加者は定められた各集合時間までに受付を終了しなければならない。
(これに違反した場合は2千円の罰金が科せられる)

第30条 ゲーム開始の合図に遅れた者は失格とする。
(同時に2万円の罰金が科せられる)

第14章 競技中における棄権及び中止勧告

第31条 棄権及び中止勧告

1. 競技中に競技続行不可能が生じた場合は、本人もしくは代理人を通じて競技委員長に申し出、許可を得て棄権することができる。
(これに違反した場合は5千円の罰金が科せられる)
2. 競技中に突発的な体調不良が生じた場合は、直ちに本人もしくは代理人を通じて競技委員長に申し出、許可された場合は約5分間の救済処置を与えることができる。尚、救済処置は1日2回までとし、3回目以降は中止勧告を与える。

第32条 前条以外で、競技委員長が競技続行不可能と判断した競技者に対し、競技の中止勧告をすることができる。

第33条 前第31条及び第32条についての取り扱いは下記の通りとする。

1. 棄権及び中止勧告による中止までの記録は公認されるものとする。
2. 選出時点(カット時点)において棄権及び中止勧告者がある場合は、次点者を繰り上げるものとする。
3. 棄権及び中止勧告者の賞金及びポイントの扱い
 - (1) 棄権を申し出て許可されて棄権した者は、賞金及びポイントの対象にならない。
 - (2) 中止勧告を受け競技を中止した者は、その時点の最下位が決定し賞金及びポイント獲得順位内の場合は、その賞金及びポイントを受領できる。

第15章 競技中における行為

第34条 会員証の携帯

協会の会員証は常に携帯していなければならない。

第 35 条 ユニフォーム

1. 競技者はユニフォームの背中の部分に一文字の一边が最低 5cm 以上の大きさの文字で、協会に登録されている「氏」もしくは「氏名」が表示されていなければならない。
尚、協会指定のワッペンを左胸につけたスポーツユニフォームを着用しなければならない。
2. 所属及びスポンサー名、アドバイザースタッフなどの名が入ったユニフォームは委員会が特に使用禁止を指定する競技会を除き着用することができる。
3. スポンサー等の要請により委員会が認めたユニフォームがある場合、これを着用しなければならない。
4. 競技会場において練習ボールを行う際にも、ユニフォームを着用しなければならない。

第 36 条 遅延行為

1. 競技者は常に競技進行を遅らせないように努力する義務がある。競技委員長は競技者に対して、プレーをスピードアップさせる権限を有する。
2. 競技進行を遅らせたと判断された競技者に対し、競技委員長は警告を与えるものとする。(当該競技者が 2 回以上の警告を受けた場合は、1 回につき 5 千円の罰金が科せられる)

第 37 条 飲食及び喫煙

1. 喫煙について
 - (1) 競技者は競技中の喫煙を厳禁とする。
(これに違反した場合は、1 回につき 5 千円の罰金が科せられる。同一競技会において再度違反した場合は、競技委員長が懲罰委員会に申請するものとする。違反者は当委員会の決定に従わなければならない)
 - (2) 競技時間以外でも、会場内の指定された場所以外での喫煙は禁ずる。
2. 飲料に関しては競技中でも競技進行に支障がない限り取ることができる。
3. 競技中に食べ物を食べることは原則禁止とする。
(但し、競技スケジュールにより認められたものを除く)

第 38 条 サイン・写真撮影の禁止

競技中においては、ファン等へのサイン及び写真撮影は一切これを禁ずる。
(これに違反した場合は 2 千円の罰金が科せられる)

第 39 条 携帯電話・スマートフォンなどの通信機器の使用について

競技中は携帯電話・スマートフォンなどの通信機器の使用を禁止する。
(これに違反した者は 1 回につき 5 千円の罰金が科せられる。同一競技会において再度違反した場合は、競技委員長が懲罰委員会に申請するものとする。違反者は委員会の決定に従わなければならない)

第40条 コーチングの禁止

1. 競技中のコーチング及びアドバイスなどを受ける行為を禁止する。
(練習ボール中は除く)
2. 競技中は選手間のアドバイス(それに類する行為)を禁止する。

第41条 品行

1. 競技者は常にプロとして品位を保ち、責任ある言動、行動をしなければならない。
2. 競技会について要望がある場合は、書面を以って競技委員長又は委員会に提出することができる。
3. 特に、スポンサー、ボウリング場関係者、或いはファンやマスコミ等に不平や苦情を述べてはならない。

罰則及び懲罰に関する規定

第16章 罰則規定

- 第42条 本規定に定められている罰則の罰金を科せられた競技者は即日納付するものとする。但し、即納できない場合は指定された期日内に、納付しなければならない。(これに違反した場合は、理事会の議に付するものとする)

第17章 懲罰規定

- 第43条 本規定に違反し、更に悪質なる行為があったと判断された競技者に対しては、競技委員長又は委員会は理事会に対し本規則に定められていない処分を申請することができる。

第18章 罰則に対する異議申し立て

- 第44条 本規定に定められた罰則(第16章)を受けた競技者は、下記により異議申し立てをすることができる。
1. 規定されている罰金が納入されていること。
 2. 罰則が決定された1週間以内に異議申し立てがなされること。
 3. 異議申し立ては、その理由を書面により委員会に提出すること。

第 45 条 異議申し立てが提出された場合、速やかに委員会を開催し、その可否を決定するものとする。この場合の決定は委員数の過半数とする。
尚、委員会において決定できない場合には、理事会に提出し裁定を受けるものとする。

第 19 章 懲罰に対する意義申し立て

第 46 条 理事会の決定による懲罰(第 17 章)を受けた競技者は、下記により異議申し立てをすることができる。

1. 規定されている罰金が納入されていること。
2. 罰則が決定されその内容が通知された後、1 週間以内に異議申し立てがなされること。
3. 異議申し立ては、その理由を書面により委員会に提出すること。

第 47 条 異議申し立てを受理した後、理事会は速やかにその可否を決定するものとする。この理事会の決定を以って協会の最終決定とし、当該競技者はこれに従うものとする。

第 20 章 補 則

第 48 条 改廃

本規則は、協会定款第 8 章に基づいて構成されたトーナメント委員会によって検討審議され、協会理事会の承認を経て改廃されるものとする。

附 則

1978年10月11日施行
1981年11月25日改定
1988年 5月30日 〃
1988年11月29日 〃
1989年 1月 1日 〃
1993年 1月 1日 〃
2000年 1月 1日 〃
2004年 1月 1日 〃
2008年 1月 1日 〃
2013年 1月 1日 〃
2013年 7月 1日 〃
2014年 4月 1日 〃

本改正規則は、2013年7月1日より社団法人から公益社団法人に名称を移行する。

本改正規則は、2014年4月1日より施行する。